

議案第 6 1 号

宝塚市市税条例及び宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

資料 1 宝塚市市税条例及び宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の概要

1 市民税

(1) 個人の市民税の非課税の範囲の拡大 (平成 33 年 1 月 1 日施行)

- ① 障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する個人の市民税の非課税要件を、前年の合計所得金額が 125 万円以下から 135 万円以下に引き上げる。
- ② 個人の市民税均等割の非課税基準となる前年の合計所得金額を、10 万円引き上げる。

$$\text{前年の合計所得金額} \leq 35 \text{ 万円} \times (\text{同一生計配偶者及び扶養親族の数} + 1) + 10 \text{ 万円}$$

*ただし、同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合は、上記の計算式にて計算した金額に 21 万円を加えた金額とする。(従前と同様の取扱い) (市税条例第 25 条)

(2) 個人の市民税の基礎控除の見直し (平成 33 年 1 月 1 日施行)

前年の合計所得金額が 2,400 万円を超える所得割の納税義務者についてはその前年の合計所得金額に応じて控除額が逡減し、前年の合計所得金額が 2,500 万円を超える所得割の納税義務者については基礎控除の適用はなしとする。

(金額区分)	(基礎控除額)
2,400 万円以下	43 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円

(市税条例第 35 条の 2)

(3) 法人の申告書の電子情報処理組織による提出義務 (平成 32 年 4 月 1 日施行)

大規模法人(資本金 1 億円超の法人等)の法人の市民税の確定申告書等の提出については、電子申告の方法(eLTAX)により行わなければならないこととする。

(市税条例第 50 条)

2 固定資産税

わがまち特例制度の特例率の規定

地方団体の政策等に応じた特例措置を実施できるよう法律で定める範囲内で課税標準の特例率を選択できる「わがまち特例制度」として、以下に掲げる対象資産に係る固定資産税の特例率を規定するもの

(1) 汚水、廃液の処理施設に対する特例措置

水質汚濁法に規定する汚水又は廃液を排出する特定施設等を設置する工場又は事業場の処理施設

適用範囲	特例率	地方税法の規定
平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで	1/2	1/2 を参酌して 1/3 以上 2/3 以下で条例で定める割合（改正前：1/3 1/3 を参酌して 1/6 以上 1/2 以下で条例で定める割合）

(市税条例附則第 9 条の 2 第 1 項関係)

(2) 雨水貯留浸透施設に対する特例措置

特定都市河川浸水被害対策法に規定する対策工事により設置された雨水貯留浸透施設

適用範囲	特例率	地方税法の規定
平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで	3/4	3/4 を参酌して 2/3 以上 5/6 以下で条例で定める割合（改正前：2/3 2/3 を参酌して 1/2 以上 5/6 以下で条例で定める割合）

(市税条例附則第 9 条の 2 第 4 項関係)

(3) 指定避難施設に対する特例措置

津波防災地域づくりに関する法律第 56 条第 1 項の規定により指定された避難施設の用に供する家屋

適用範囲	特例率	地方税法の規定
平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで	2/3	2/3 を参酌して 1/2 以上 5/6 以下で条例で定める割合

(市税条例附則第 9 条の 2 第 7 項関係)

(4) 管理協定施設に対する特例措置

津波防災地域づくりに関する法律第60条第1項の規定により市が自ら管理するため管理協定を締結した避難施設の用に供する家屋

適用範囲	特例率	地方税法の規定
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで	1/2	1/2を参酌して1/3以上2/3以下で条例で定める割合(改正前:1/2 1/2を参酌して1/3以上2/3以下で条例で定める割合)

(市税条例附則第9条の2第8項関係)

(5) 建設中の管理協定施設に対する特例措置

津波防災地域づくりに関する法律第61条第1項の規定により市が自ら管理するため管理協定を締結した建設予定或いは建設中の避難施設の用に供する家屋

適用範囲	特例率	地方税法の規定
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで	1/2	1/2を参酌して1/3以上2/3以下で条例で定める割合(改正前:1/2 1/2を参酌して1/3以上2/3以下で条例で定める割合)

(市税条例附則第9条の2第9項関係)

(6) 指定避難施設に付属する償却資産に対する特例措置

津波防災地域づくりに関する法律第56条第1項の規定により指定された避難施設に付属する避難の用に供する償却資産

適用範囲	特例率	地方税法の規定
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで	2/3	2/3を参酌して1/2以上5/6以下で条例で定める割合

(市税条例附則第9条の2第10項関係)

(7) 管理協定施設に付属する償却資産に対する特例措置

津波防災地域づくりに関する法律第60条第1項又は同法第61条第1項の規定により市が自ら管理するため管理協定を締結した避難施設に付属する避難の用に供する償却資産

適用範囲	特例率	地方税法の規定
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで	1/2	1/2を参酌して1/3以上2/3以下で条例で定める割合(改正前:1/2 1/2を参酌して1/3以上2/3以下で条例で定める割合)

(市税条例附則第9条の2第11項関係)

(8) 再生可能エネルギー(太陽光)発電設備に対する特例措置

再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画につき国の認定を受けたもの以外の太陽光発電設備で1,000KW未満のもの

適用範囲	特例率	地方税法の規定
平成30年4月1日から平成32年3月31日まで	1/2	2/3を参酌して1/2以上5/6以下で条例で定める割合(改正前:1/2 2/3を参酌して1/2以上5/6以下で条例で定める割合)

(市税条例附則第9条の2第12項関係)

(9) 再生可能エネルギー(風力)発電設備に対する特例措置

再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画につき国の認定を受けた風力発電設備で20KW以上のもの

適用範囲	特例率	地方税法の規定
平成30年4月1日から平成32年3月31日まで	1/2	2/3を参酌して1/2以上5/6以下で条例で定める割合(改正前:1/2 2/3を参酌して1/2以上5/6以下で条例で定める割合)

(市税条例附則第9条の2第13項関係)

(10) 再生可能エネルギー(水力)発電設備に対する特例措置

再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画につき国の認定を受けた水力発電設備で5,000KW以上のもの

適用範囲	特例率	地方税法の規定
平成30年4月1日から平成32年3月31日まで	1/2	2/3を参酌して1/2以上5/6以下で条例で定める割合(改正前:1/3 1/2を参酌して1/3以上2/3以下で条例で定める割合)

(市税条例附則第9条の2第14項関係)

(1 1) 再生可能エネルギー（地熱）発電設備に対する特例措置

再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画につき国の認定を受けた地熱発電設備で1,000KW未満のもの

適用範囲	特例率	地方税法の規定
平成30年4月1日から平成32年3月31日まで	1/2	2/3を参酌して1/2以上5/6以下で条例で定める割合（改正前：1/3 1/2を参酌して1/3以上2/3以下で条例で定める割合）

（市税条例附則第9条の2第15項関係）

(1 2) 再生可能エネルギー（バイオマス）発電設備に対する特例措置

再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画につき国の認定を受けたバイオマス発電設備で10,000KW以上20,000KW未満のもの

適用範囲	特例率	地方税法の規定
平成30年4月1日から平成32年3月31日まで	1/2	2/3を参酌して1/2以上5/6以下で条例で定める割合（改正前：1/3 1/2を参酌して1/3以上2/3以下で条例で定める割合）

（市税条例附則第9条の2第16項関係）

(1 3) 再生可能エネルギー（太陽光）発電設備に対する特例措置

太陽光発電設備で（8）以外のもの

適用範囲	特例率	地方税法の規定
平成30年4月1日から平成32年3月31日まで	7/12	3/4を参酌して7/12以上11/12以下で条例で定める割合（改正前：1/2 2/3を参酌して1/2以上5/6以下で条例で定める割合）

（市税条例附則第9条の2第17項関係）

(1 4) 再生可能エネルギー（風力）発電設備に対する特例措置

風力発電設備で（9）以外のもの

適用範囲	特例率	地方税法の規定
平成30年4月1日から平成32年3月31日まで	7/12	3/4を参酌して7/12以上11/12以下で条例で定める割合（改正前：1/2 2/3を参酌して1/2以上5/6以下で条例で定める割合）

（市税条例附則第9条の2第18項関係）

(15) 再生可能エネルギー（水力）発電設備に対する特例措置

水力発電設備で（10）以外のもの

適用範囲	特例率	地方税法の規定
平成30年4月1日から平成32年3月31日まで	1/3	1/2を参酌して1/3以上2/3以下で条例で定める割合（改正前：1/3 1/2を参酌して1/3以上2/3以下で条例で定める割合）

（市税条例附則第9条の2第19項関係）

(16) 再生可能エネルギー（地熱）発電設備に対する特例措置

地熱発電設備で（11）以外のもの

適用範囲	特例率	地方税法の規定
平成30年4月1日から平成32年3月31日まで	1/3	1/2を参酌して1/3以上2/3以下で条例で定める割合（改正前：1/3 1/2を参酌して1/3以上2/3以下で条例で定める割合）

（市税条例附則第9条の2第20項関係）

(17) 再生可能エネルギー（バイオマス）発電設備に対する特例措置

バイオマス発電設備で10,000KW未満のもの

適用範囲	特例率	地方税法の規定
平成30年4月1日から平成32年3月31日まで	1/3	1/2を参酌して1/3以上2/3以下で条例で定める割合（改正前：1/3 1/2を参酌して1/3以上2/3以下で条例で定める割合）

（市税条例附則第9条の2第21項関係）

(18) 中小事業者等が取得した先端設備等に対する特例措置

中小事業者が策定し市の認定を受けた先端設備等導入計画に従って、労働生産性が年平均3%以上向上させるものとして取得した生産、販売活動等に直接供される機械装置に対し3年間適用

適用範囲	特例率	地方税法の規定
生産性向上特別措置法施行の日から平成33年3月31日まで	0	0以上1/2以下で条例で定める割合

（市税条例附則第9条の2第26項関係）

(19) 施行期日

公布の日（適用日は平成30年4月1日）

ただし、(18)については、生産性向上特別措置法施行の日又はこの条例の施行の日のいずれか遅い日（適用日は生産性向上特別措置法施行の日）

(20) わがまち特例制度 新旧対照表

わがまち特例制度の特例率規定（再生可能エネルギー・中小企業者先端設備）
別紙のとおり

3 市たばこ税

(1) 市たばこ税率の引き上げ（平成30年10月1日から順次施行）

平成30年10月1日から平成33年10月1日までに市たばこ税の税率を下記表のとおり3段階で引き上げる。（市税条例第90条）

実施時期	市たばこ税
現行	5,262円
平成30年10月1日～平成32年9月30日	5,692円
平成32年10月1日～平成33年9月30日	6,122円
平成33年10月1日以降	6,552円

（税率：1,000本あたり）

(2) 加熱式たばこの課税方式の見直し（平成30年10月1日から順次施行）

① 地方税法上の喫煙用の製造たばこの区分として、加熱式たばこの区分を設ける。

② 加熱式たばこについて、課税標準である紙巻たばこの本数へ換算する際、一部加熱式たばこの重量を使用するが、現行、間接式加熱たばこ方式の場合、その溶液部分が重量に含まれないため、溶液部分を製造たばことみなし、換算する重量に含めることとする。

③ 紙巻たばこの本数への換算方法の見直し

現行、加熱式たばこ1グラムごとに紙巻たばこ1本に換算しているところ、次のア、イの合計による方法とする。この見直しは、5分の1ずつ段階的に5年かけて行う。

ア 加熱式たばこの重量に基づく換算方法に用いる重量は、当該重量0.4グラムをもって紙巻たばこ0.5本に換算する。

イ 紙巻たばこ1本当たりの平均小売価格をもって、加熱式たばこの小売価格を紙巻たばこ0.5本に換算する。（市税条例第87条、第88条の2、第89条関係）

(3) 手持ち品課税 (平成30年10月1日から順次施行)

税率引き上げの施行日前に売渡し等が行われた製造たばこであって同日に販売のため所持している卸売販売業者等に対し、手持品課税を実施する。

(市税条例附則第15条の3の2)

4 都市計画税

地方税法改正に伴う所要の整備

5 その他、地方税法の改正等に伴う所要の整備

<別紙> わがまち特例制度 新旧対照表

項目	変更箇所	旧			新		
		適用範囲	特例率	地方税法の規定	適用範囲	特例率	地方税法の規定
(1) 汚水、廃液の処理施設に対する特例措置	適用範囲 特例率	平成26年4月1日 ～平成30年3月31日	1/3	参酌1/3 1/6以上1/2以下	平成30年4月1日 ～平成32年3月31日	1/2	参酌1/2 1/3以上2/3以下
(2) 雨水貯留浸透施設に対する特例措置	適用範囲 特例率	平成24年4月1日 ～平成30年3月31日	2/3	参酌2/3 1/2以上5/6以下	平成30年4月1日 ～平成33年3月31日	3/4	参酌3/4 2/3以上5/6以下
(3) 指定避難施設に対する特例措置	新規				平成30年4月1日 ～平成33年3月31日	2/3	参酌2/3 1/2以上5/6以下
(4) 管理協定施設に対する特例措置	適用範囲	平成27年4月1日 ～平成30年3月31日	1/2	参酌1/2 1/3以上2/3以下	平成30年4月1日 ～平成33年3月31日	1/2	参酌1/2 1/3以上2/3以下
(5) 建設中の管理協定施設に対する特例措置	適用範囲	平成27年4月1日 ～平成30年3月31日	1/2	参酌1/2 1/3以上2/3以下	平成30年4月1日 ～平成33年3月31日	1/2	参酌1/2 1/3以上2/3以下
(6) 指定避難施設に付属する償却資産 に対する特例措置	新規				平成30年4月1日 ～平成33年3月31日	2/3	参酌2/3 1/2以上5/6以下
(7) 管理協定施設に付属する償却資産 に対する特例措置	適用範囲	平成27年4月1日 ～平成30年3月31日	1/2	参酌1/2 1/3以上2/3以下	平成30年4月1日 ～平成33年3月31日	1/2	参酌1/2 1/3以上2/3以下
(8) 再生可能エネルギー（太陽光）発電設備 に対する特例措置 1,000kw未満	適用範囲	平成28年4月1日 ～平成30年3月31日	1/2	参酌2/3 1/2以上5/6以下	平成30年4月1日 ～平成32年3月31日	1/2	参酌2/3 1/2以上5/6以下
(9) 再生可能エネルギー（風力）発電設備 に対する特例措置 20kw以上	適用範囲	平成28年4月1日 ～平成30年3月31日	1/2	参酌2/3 1/2以上5/6以下	平成30年4月1日 ～平成32年3月31日	1/2	参酌2/3 1/2以上5/6以下
(10) 再生可能エネルギー（水力）発電設備 に対する特例措置 5,000kw以上	適用範囲 特例率	平成28年4月1日 ～平成30年3月31日	1/3	参酌1/2 1/3以上2/3以下	平成30年4月1日 ～平成32年3月31日	1/2	参酌2/3 1/2以上5/6以下
(11) 再生可能エネルギー（地熱）発電設備 に対する特例措置 1,000kw未満	適用範囲 特例率	平成28年4月1日 ～平成30年3月31日	1/3	参酌1/2 1/3以上2/3以下	平成30年4月1日 ～平成32年3月31日	1/2	参酌2/3 1/2以上5/6以下
(12) 再生可能エネルギー（バイオマス）発電設備 に対する特例措置 10,000kw以上 20,000kw未満	適用範囲 特例率	平成28年4月1日 ～平成30年3月31日	1/3	参酌1/2 1/3以上2/3以下	平成30年4月1日 ～平成32年3月31日	1/2	参酌2/3 1/2以上5/6以下
(13) 再生可能エネルギー（太陽光）発電設備 に対する特例措置 1,000kw以上	適用範囲 特例率	平成28年4月1日 ～平成30年3月31日	1/2	参酌2/3 1/2以上5/6以下	平成30年4月1日 ～平成32年3月31日	7/12	参酌3/4 7/12以上11/12以下
(14) 再生可能エネルギー（風力）発電設備 に対する特例措置 20kw未満	適用範囲 特例率	平成28年4月1日 ～平成30年3月31日	1/2	参酌2/3 1/2以上5/6以下	平成30年4月1日 ～平成32年3月31日	7/12	参酌3/4 7/12以上11/12以下
(15) 再生可能エネルギー（水力）発電設備 に対する特例措置 (8)以外のもの	適用範囲	平成28年4月1日 ～平成30年3月31日	1/3	参酌1/2 1/3以上2/3以下	平成30年4月1日 ～平成32年3月31日	1/3	参酌1/2 1/3以上2/3以下
(16) 再生可能エネルギー（地熱）発電設備 に対する特例措置 (9)以外のもの	適用範囲	平成28年4月1日 ～平成30年3月31日	1/3	参酌1/2 1/3以上2/3以下	平成30年4月1日 ～平成32年3月31日	1/3	参酌1/2 1/3以上2/3以下
(17) 再生可能エネルギー（バイオマス）発電設備 に対する特例措置 10,000kw未満	適用範囲	平成28年4月1日 ～平成30年3月31日	1/3	参酌1/2 1/3以上2/3以下	平成30年4月1日 ～平成32年3月31日	1/3	参酌1/2 1/3以上2/3以下
(18) 中小企業者等が取得した先端設備等 に対する特例措置	新規				生産性向上特別措置 法施行の日 ～平成33年3月31日	0	0以上1/2以下

※再生エネルギー関係については、地方税法の規定が平成30年度から出力に応じて分割されている。

わがまち特例制度の特例率規定(再生可能エネルギー・中小企業者先端設備)

再生可能エネルギー発電設備に対する特例措置

(市税条例附則第9条の2第12～21項関係)

1 特例率

本市は、「再生可能エネルギーの利用の推進に関する基本条例」の制定、「宝塚エネルギー2050ビジョン」の策定等により、再生可能エネルギーの推進に注力している。特例率については、引き続き、地方税法規定の範囲の中で下限の割合とすることで、再生可能エネルギー設備を導入する者の設備保有初期段階の負担をできるだけ軽減し、本市における再生可能エネルギーの導入を推進する。

現行 (取得期間：H28.4.1～H30.3.31)			改正後 (取得期間：H30.4.1～H32.3.31)		
対象	地方税法 割合規定	適用 期間	対象	地方税法 割合規定 ※下線は特例率	適用 期間
太陽光発電設備	2/3を参酌して 1/2以上5/6以下 (本市：1/2)	3年度	①太陽光発電設備 出力1,000kW未満	2/3を参酌して <u>1/2</u> 以上5/6以下	3年度
風力発電設備			①以外の 太陽光発電設備	3/4を参酌して <u>7/12</u> 以上11/12以下	
	②風力発電設備 出力20kW以上		2/3を参酌して <u>1/2</u> 以上5/6以下		
	②以外の風力発電設備		3/4を参酌して <u>7/12</u> 以上11/12以下		
水力発電設備	1/2を参酌して 1/3以上2/3以下 (本市：1/3)		③水力発電設備 出力5,000kW以上	2/3を参酌して <u>1/2</u> 以上5/6以下	
			③以外の水力発電設備	1/2を参酌して <u>1/3</u> 以上2/3以下	
地熱発電設備			④地熱発電設備 出力1,000kW未満	2/3を参酌して <u>1/2</u> 以上5/6以下	
			④以外の地熱発電設備	1/2を参酌して <u>1/3</u> 以上2/3以下	
バイオマス 発電設備 (20,000kW未満)		⑤バイオマス発電設備 出力10,000kW以上 20,000kW未満	2/3を参酌して <u>1/2</u> 以上5/6以下		
		⑤以外の バイオマス発電設備 10,000kW未満	1/2を参酌して <u>1/3</u> 以上2/3以下		

※太陽光発電設備については、①自家消費型であり、②再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助(国補助金)を受けて取得した設備に限る

※太陽光発電設備以外については、固定価格買取制度の認定を受けたものに限る。

2 太陽光発電設備に対する特例措置適用の前提条件

太陽光発電設備に対する特例措置の適用には、国の再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けたことが前提条件となっている。平成 28～29 年度の阪神間各市における補助の件数は、本市 1 件、尼崎市 2 件となっている。

3 固定資産税のシミュレーション

取得価格 1,000 万円の太陽光発電設備の場合

単位：円

	課税額	
	特定率 (1/2)	参酌割合 (2/3)
1年目(取得翌年)	65,500	87,300
2年目	57,100	76,200
3年目	49,900	66,500
計	172,500	230,000

※課税額の算出：課税標準額 × 1/2 or 2/3 × 税率(1.4%)

4 阪神間各市の状況(現行)

下限の割合：西宮市、宝塚市

参酌割合：尼崎市、芦屋市、伊丹市、川西市、三田市

※尼崎市については、一定の要件を備えた太陽光発電設備の固定資産税を免除する制度がある。

中小事業者等が取得した先端設備等に対する特例措置

(宝塚市市税条例附則第9条の2第26項関係)

1 支援に係る経過

今通常国会において審議中の「生産性向上特別措置法案」において、中小企業の生産性革命実現のため、市町村の認定を受けた中小企業の先鋭的な設備投資について、臨時・異例の措置として、地方税法における特例が講じられることとなった。

本市においては、当該特別措置法案及びそれに伴い改正された地方税法に沿った市税条例改正を行い、中小企業に対する支援を図ることとする。(特例措置期間は平成30年度～平成32年度)

2 支援措置を受けるための流れ

- (1) 市において、「導入促進基本計画」を策定し、国に同意を得ること。
- (2) 中小企業において、「導入促進基本計画」に沿った内容の「先端設備等導入計画」を作成し、市からの認定を受けること。

3 支援の内容

- (1) 固定資産税（償却資産税）の軽減措置
3年間、導入した設備に対する固定資産税をゼロとする。(※)
- (2) 金融支援
先端設備等導入計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援する。(信用保証)
- (3) 事業所に対する国補助金の優先採択（市の財政的負担はなし）

補助事業	概要
ものづくり・サービス補助金	中小企業のロボット導入など生産性の大幅な向上を図る中小企業の設備投資を支援
持続化補助金	小規模事業者が、商工会・商工会議所と経営計画を作成し、販路開拓等の取組を支援
サポイン補助金	中小企業が大学・公設試等と連携して行う研究開発、試作品開発及び販路開拓を支援
IT導入補助金	中小企業のIT導入により、バックオフィス業務の効率化や売上向上を支援

以上の補助金につき、先端設備等導入計画の認定を受けた事業者に対して優先採択（審査時の加点）とする。

※固定資産税の軽減率は、特別措置法上、ゼロ～1/2の割合を市町村の条例で定めることとなっているが、(3)の優先採択を受けるためには、ゼロとする必要がある。

4 支援制度導入のスケジュール（予定）

内容	4月	5月	6月	7月
特措法案		成立	施行	
市税条例改正			議案提出	
導入促進基本計画（市）同意				○（初旬）
先端設備等導入計画（事業者）認定				○

